

「成年後見・任意後見 はじめて講座＆無料相談会」

住民のみなさんに成年後見制度に関する理解を深めていただくため、市民講座および無料相談会を実施します。司法書士が分かりやすくご説明しますので、はじめての人もお気軽にご参加ください。(参加費無料・申込不要)

日時・場所＝※各日、時間は市民講座13時30分～14時30分・無料相談会14時45分～16時15分(受付13時～)

①2月23日(土) 奈良ロイヤルホテル(奈良市法華寺町)

②3月16日(土) 奈良県産業会館(大和高田市幸町)

定員＝市民講座50人、無料相談会9組

※いずれも予約者優先(開催日前日16時30分締切)

予約・問合せ＝成年後見センター・リーガルサポート
奈良支部事務局(☎0742-22-6707)

(地域包括支援センター)

不妊治療費の一部を助成します ～年間5万円×5年間(最大)～

市では、不妊治療費用の一部助成を行っています。不妊にお悩みのご夫婦に対し、対象となる不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図ります。

対象となる人や対象となる不妊治療の内容など、詳細はお問い合わせください。市ホームページにも掲載しています。

※3月31日(日)までに受けた不妊治療にかかる費用は、4月5日(金)までに申請してください。

問合せ＝保健センター「さんて郡山」(☎58-3333)

■くらしのインフォメーション■

ひとりで悩まないで

わたしたちにご相談ください!



昔の借金
消滅時効とは?

大和郡山市消費者センター
☎53-1583(直通)
相談受付 月～金曜
9時～16時

【事例】

20年ほど前に消費者金融でお金を借り、数回は返済したが、その後返済できなくなり放置していた。最近になり、突然返済を求める通知が届いた。支払わなければいけないか?

「昔借りていた借金の返済ができず放置していたら、最近になり請求の書面が届いた」との相談が時々寄せられます。もともと借りていた金融業者からの請求だけではなく、債権譲渡を受けた別の会社からや、債権回収業者やその代理人の弁護士名で届くこともあります。



通常貸金業者などからの借金は、最後に返済をした時から5年が経過すると、貸主は借主に返還を求めることができなくなります。これを「消滅時効」といいます。

しかし消滅時効は、5年経ったからといって自動的に成立するものではなく、借主が「時効の援用」をしなければいけません。「時効の援用」とは、時効の成立を主張することで、通常は「消滅時効が完成している」と記載した書面を、内容証明郵便などで貸主あてに送付して通知します。

時効が経過しているのに気づかないまま、少しでも借金を返済したり、債務のあることを認めてしまうと、消滅時効の援用をすることができなくなってしまうので注意が必要です。

消滅時効が成立しているかどうかよくわからない時には、消費者センターや市役所の無料法律相談へご相談ください。